

# ○ 退職して普通徴収(従業員本人納付)へ切替えの場合の記入例

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

〇〇〇 市区町村長殿 令和〇年〇月〇日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 12-34567	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
			フリガナ カフシキガイシャ マルバツショウジ	宛名番号 1234	
			氏名又は名称 株式会社 ○×商事	担連当絡者先 所属 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 内線 (123)	
			個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一人個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	

  

フリガナ	ススキ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	鈴木 一郎						
生年月日	1988 年 3 月 11 日						
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
受給者番号			6 月から	9 月から	X 年	1	3
1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1		8 月まで	5 月まで	8 月	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 右から番号を記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) 右から番号を記入
異動後の住所		140,000 円	35,600 円	104,400 円	31 日	事由・理由 1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 右から番号を記入	

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A4) (第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地		
フリガナ		
氏名又は名称		
受給者番号		
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。  
 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)  
 (ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)  
 ↑  
 普通徴収税額

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で _____ 円 納入します。
----	--	--

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	市区町村記入欄
----	--	---------

て下選下の択さした1番3番にも記載して

# ○ 退職して一括徴収の場合の記入例

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

〇〇〇 市区町村長殿 令和〇年〇月〇日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者 指定番号 12-34567	
			フリガナ カフシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号 1234	
			氏名又は名称 株式会社 ○×商事		担連 所属 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子	
			個人番号 又は法人番号 1111111111111111		電話 000-000-0000 内線(123)	
給 与 所 得 者	フリガナ	ススキ イチロウ		異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏名	鈴木 一郎				
	生年月日	1988 年 3 月 11 日				
	個人番号	222222222222				
	受給者番号					
	1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1				
異動後の住所	140.000 円	35.600 円	104.400 円	X 年 1 月 8 日 31 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収 新しい勤務先 氏名	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から _____ 納入します。
----------------------	---	---

一括で徴収した税額を納入する月  
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 9 月 20 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 104.400 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
--	--------------------	------------------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市区町村記入欄
--	----------

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

て下選  
下の択  
さした  
1)3)に  
番号に  
も記載  
して

